

大村市立中学校における運動部活動の現状と課題（案）

学校教育課

1 部活動の取扱い

平成20年1月の中央教育審議会答申において、部活動が「中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要」と指摘された。これを受け、部活動の意義や留意点、配慮事項等が学習指導要領の総則に以下のように規定された。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

中学校学習指導要領第1章総則第4の2（13）

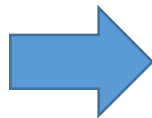
中学校・解説（総則編）P72・P73参照

2 大村市の現状

部活動

教育活動の一環として実施

- ・ 指導要領に記載されている
- ・ 部活動ガイドラインの徹底
- ・ 各部に顧問を配置
- ・ R3 度から部活動指導員を配置
※卓球競技 2 名



社会体育

- ・ 部活動育成会の設置（各校で名称が違う）
- ・ 会長は各部の理事（保護者）から選出される
- ・ 学校長が顧問として携わる
- ・ 指導者は会長が任命する（外部指導者）
- ・ 顧問が指導する場合、指導者登録をする
- ・ 年度初めに入部手続きを行う

3 地域移行の効果と課題

【メリット】

- ・ 教師（顧問）の負担が大幅に減少する
- ・ 専門性がある人から指導してもらえる
- ・ 地域が活性化する可能性がある
- ・ 複数校から集まりチームが編成できる
※部員不足でチームが組めない等

【デメリット】

- ・ 指導者の確保が困難
- ・ 平日と土日で違うチームに所属となる
- ・ 保護者の経済的負担が増える（財源確保）
- ・ 大会への参加制限（中総体）
- ・ ガイドラインが徹底できない
- ・ 暴言・体罰が起こらないか
- ・ 責任は誰が負うのか



4 今後の方針及び考え方

大村市ではすでに社会体育（学校外活動）としての活動がなされている。首都圏など人口が多く交通アクセスが良いところでは、地域移行するメリットがあるかもしれないが、地方では、指導者の確保や移動方法等の問題があり、受け皿がない中、地域移行してしまうと、活動自体が成り立たない可能性がある。社会体育としての活動を継続し、教職員の兼業兼務の承認や、県や中体連と連携して、現状を分析し、段階的に地域移行を導入していくことが望ましいと考える。

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

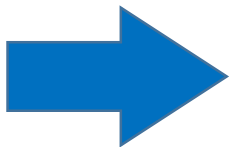
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**



令和3年度より、予算事業として「**地域運動部活動推進事業**」（2億円）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要



改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる ICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

令和4年5月26日
長崎県教育庁体育保健課

令和4年度「運動部活動の地域移行」に係る準備取組について

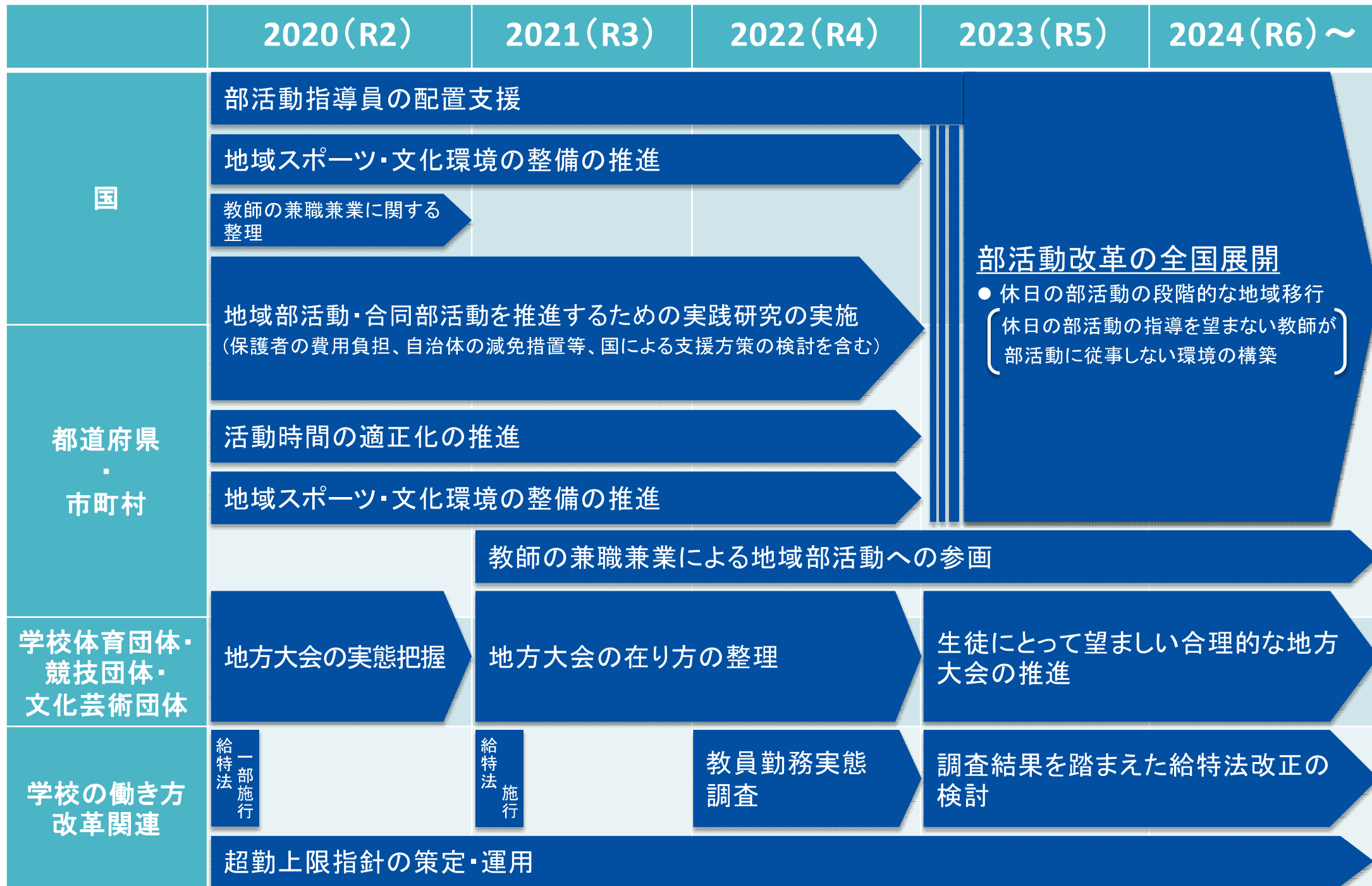
【県】

- 長崎県部活動の在り方に関する検討委員会の開催（年2回）
 - ※令和2年度に設置
- 運動部活動指導員配置事業（令和元年度から実施）
 - ※令和4年度：市町中学校18名、県立中学校1名、県立高校13名
 - ▷長崎市、大村市、西海市、東彼杵町
 - ▷市町中学校の財源は、国1/3、県1/3、市町1/3
 - （令和3年度：市町中学校9名、県立中学校1名、県立高校12名）
- 地域運動部活動推進事業（国庫事業）における実践研究
 - ※長与町（令和3年度から継続）
- 指導者研修会の開催（年4回予定）
- 各市町及び関係機関等とのヒアリング・説明会
- 各方針・ガイドライン・推進計画・部活動数の適正化の検討及び策定

【市町】＜令和4年度の取組例＞

- 各中学校等における全生徒・保護者のニーズ・実態調査
- 令和5年度以降の中学校入学の小学校6～5年生の児童・保護者のニーズ・実態調査
- 部活動の地域移行に関する検討会議・協議会の設置
（検討内容の例）
 - ・地域における新たなスポーツ環境の構築の在り方
 - ・スポーツ団体への支援等の整備充実方策検討
 - ・スケジュール案の策定
- 新たなスポーツ環境の構築に向けて必要な経費や人員等の検討
- 各学校における運動部活動の適正化検討
- 教師等の兼職兼業の仕組み及び運用の考え方等の整理
- 各市町の地域スポーツ・社会体育団体（クラブチーム・ジュニア教室・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・道場・民間クラブ等）の実態把握

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



【別紙資料3】 【中学校版】長崎県における学校の働き方改革を踏まえた部活動改革スケジュール（予定）

主体	R2	R3	R4	R5	R6～
A 教員の働き方改革		部活動指導員の配置促進	部活動指導員の配置促進	部活動指導員の配置促進	部活動指導員の配置促進
B 指導者育成、資質向上		地域・合同部活動等の実践研究の拡充 (R3～4 長与町で実施)	教師の兼職兼業に関する整理	教師の兼職兼業に関する整理	教師の兼職兼業に関する整理
C 生徒数の減少に伴う部活動数の適正化		スポーツ医・科学的見地にたった部活動指導者研修会等の充実	指導者登録制度の整備 (県スポーツ協会との連携)	指導者登録制度の整備 (県スポーツ協会との連携)	指導者登録制度の整備 (県スポーツ協会との連携)
D 部活動に対するニーズ		各学校における部活動数の適正化検討 (複数顧問へ)	各学校における部活動数の適正化への取組・再編成	各学校における部活動数の適正化への取組・再編成	各学校における部活動数の適正化への取組・再編成
E 地域との連携		生徒のニーズに合った部活動の調査・検討	教師の兼職兼業に関する整理	生徒のニーズに合った部活動の説明～立ち上げ～運営方法等の検討	生徒のニーズに合った部活動の説明～立ち上げ～運営方法等の検討
F 大会等の在り方		休日の地域・合同部活動等の実践、取組 (R3～4 長与町で実施)	地域と連携したスポーツ環境の運営方法等の検討及び人材発掘	地域におけるスポーツ環境の整備及び人材確保	地域におけるスポーツ環境の整備及び人材確保
		大会・練習会等の実態把握	大会・練習会等の実態把握	大会・練習会等の実態把握	大会・練習会等の実態把握
		大会・練習会等の方針を受け、地方各種大会の参加要件等の見直し検討	大会・練習会等の方針を受け、地方各種大会の参加要件等の見直し検討	大会・練習会等の方針を受け、地方各種大会の参加要件等の見直し検討	大会・練習会等の方針を受け、地方各種大会の参加要件等の見直し検討
		大会・練習会等の精選	大会・練習会等の精選	大会・練習会等の精選	大会・練習会等の精選

休日の部活動の段階的な地域移行